

掛川第三地区まちづくり協議会規約（案）

(名 称)

第1条 本会は、第三地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、掛川市下俣80番地中央小地域生涯学習センター内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、地区内の住民、及び、まちづくりを行う団体が共通目標のもと、連携、協力して、地域課題の解決等により、住みよい地区を目指したまちづくりを行うことを目的とする。

(区 域)

第4条 協議会の区域は、第三地区内の範囲とする。

(構成組織)

第5条 協議会は、第三地区内住民（以下「住民」という。）及び第三地区内において、まちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）で構成する。

2 協議会は、住民及び団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(事 業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関すること。
- (2) 実施事業の検証及び改善に関すること。
- (3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。
- (4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。
- (5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(組 織)

第7条 協議会は、総会、理事会及び企画運営委員会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監事を置く。

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人 （区長会会長、もしくは副会長はこれに充たる。）
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 1人

(監事)

第9条 協議会に監事2名を置く。

- 2 監事は会務及び会計を監査し、総会に報告する。
- 3 監事は会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 監事の任期は3年とする。
- 5 補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び監事の決定)

第10条 会長、副会長、事務局長、会計、監事及び企画運営委員長は、理事会において選出し、総会で承認を得る。

(役員の職務)

第11条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿、書類及び保有財産を管理する。

(役員の任期)

第12条 協議会の会長の任期は、2年とする。

- 2 協議会の副会長、事務局長、会計及び企画運営委員長の任期は、2年とする。
但し、再任は妨げない。
- 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第13条 協議会は、必要に応じて、総会の承認を得て、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 相談役は会議に出席し、意見を述べることができる。但し、決議には加わらない。

(事務局)

第14条 協議会に事務局を置き、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の運営に関わること。
 - (2) 庶務に関すること。
 - (3) 経理処理に関すること。
- 2 事務局は、事務局長のほか事務局員を置くことができる。
 - 3 事務局員は、企画運営委員会の承認を得て、会長が指名する。

(総会の種別)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、別に定められた者をもって充てる。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の30日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求のあった日から90日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第19条 総会は代議員の3分の2以上の出席（委任状含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、代議員の中から会長が指名する。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第22条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員の承認に関すること。
- (4) 地区まちづくり計画に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第23条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。この場合において、傍聴者は、総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

(理事会の構成)

第24条 理事会は、次の者をもって構成する。

- (1) 相談役
- (2) 協議会会长
- (3) 協議会副会長
- (4) 協議会事務局長
- (5) 協議会会計
- (6) 中央小地域生涯学習センター長
- (7) 地区内区長
- (8) 女性代表(若干名)
- (9) 市議会議員（オブザーバー）

(理事会の招集と議長)

第25条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第 26 条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(企画運営委員会の構成)

第 27 条 企画運営委員会は、次の役員をもって構成する。

- (1) 相談役
- (2) 協議会会长
- (3) 協議会副会長
- (4) 協議会事務局長
- (5) 協議会会計
- (6) 中央小地域生涯学習センター長
- (7) 女性代表（若干名）
- (8) 市議会議員（アドバイザー）
- (9) その他必要に応じ、会長が指名した者

(企画委員会の招集と議長)

第 28 条 企画運営委員会は会長が招集する。

2 会長は、企画運営委員会の議長となり、議事を整理する。

(企画運営委員会の役割)

第 29 条 企画運営委員会は、第 3 条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 企画運営委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 活動部会（隊）の実績報告及び決算に関すること。
- (3) その他運営等に必要な事項に関すること。

(活動部会)

第 30 条 協議会の事業を遂行するため、活動部会（隊）を置くことができる。

2 活動部会（隊）に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

(経 費)

第 31 条 協議会の経費は、市交付金、地区各種団体からの助成金、地区協力金、賛助会員からの協力金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 32 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第 33 条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監 査)

第34条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(委 任)

第35条 この規約に定めのない事項、または疑義が生じた事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

【改訂履歴】

版数	施行日	改訂内容		
		条項	改訂前	改訂後
初版	H28. 4. 1			新規設定